

市民相談室

【相談（業務）内容】

- ・ 市政相談
- ・ 交通事故相談
- ・ 法律相談
- ・ 司法書士相談
- ・ 公証相談
- ・ 外国人相談
- ・ 就労相談

※詳細は5ページを参照してください。

【対象者】【相談日時】【相談方法】【問い合わせ先】

5ページを参照してください。

【相談料】

無料

市民相談室

平成 28 年 12 月 1 日現在

本庁・各区市民相談室の所在地（住所）	TEL	FAX
市役所本庁（中央区天神 1-8-1 2 階）	711-4019	733-5580
	711-4097（交通事故相談）	
東区役所（東区箱崎 2-54-1 2 階）	645-1011	651-5097
博多区役所（博多区博多駅前 2-9-3 2 階）	419-1013	452-6735
中央区役所（中央区大名 2-5-31 1 階）	718-1014	714-2141
南区役所（南区塩原 3-25-1 1 階）	559-5010	562-3824
城南区役所（城南区烏飼 6-1-1 2 階）	833-4010	844-1204
早良区役所（早良区百道 2-1-1 2 階）	833-4308	846-2864
入部出張所（早良区東入部 2-14-8 1 階）	804-2011（市政相談のみ）	803-0924
西区役所（西区内浜 1-4-1 1 階）	895-7008	885-0467
西部出張所（西区西都 2-1-1 1 階）	806-9430（市政相談のみ）	806-6811

※祝日・年末年始除く

内 容		相 談 日								時 間	
		市役所	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区		
市 政 相 談	市政に関する意見・要望・相談など	月～金（西部，入部出張所でも行います）								9 時～ 17 時	
交通事 故 相 談	交通事故による損害賠償やその他法律手 続きなど	月～金	—								9 時 30 分 ～16 時
法 律 相 談	金銭・離婚・損害賠償・相続など日常 生活の法律問題（弁護士に依頼中のもの を除く）	月～木	木	水	金	火	金	月	木	13 時 ～ 16 時	
		※当日 9 時から電話にて予約受付 先着 7 名									
		【チケット法律相談】上記の他に，市役所本庁市民相談室では天神弁護士センターで 法律相談が無料で受けられるチケットを毎月第 1 金曜の 9 時から先着 40 枚配布して います。 ※法律相談のご利用は各市民相談室と天神弁護士センターのいずれ かで過去 1 年受けていないことが条件です。									
司法書士 相 談	債務整理，消費者問題，相続・遺言， 不動産・会社登記，成年後見，その他 司法書士業務全般	—	第 1 金	第 2 木	第 1 木	第 3 木	第 4 水	第 3 火	第 4 月	～ 16 時	
		※事前予約受付 先着 6 名									
公 証 相 談	公正証書（相続，遺言，離婚，任意後 見，各種契約など）に関する相談	第 2・ 4 金	—								
		※前日までの予約受付 先着 6 名									
外 国 人 相 談	区役所の業務案内，市政に関する相談，相談 窓口の紹介など面談または専用電話で実施 6 3 1 - 2 1 9 2	東区に通訳設置 月（英語）木（中国語）									
就 労 相 談	求職者の就業に関する相談 予約制で 予約受付後に各窓口で面談 733-0717（予約専用）	—	水・木・金 (注1)	(注2)	月・火・水	(注3)	月～金	月～金	月・火・水	9 時～17 時 (12 時～ 13 時を除 く)	
		(注1) 木 9 時～12 時 (注2) 月～金 場所=福岡商工会議所 1 階（博多区博多駅前 2-9-28） (注3) 月～金（毎月第 2 火曜日及び最終火曜日除く） 場所=男女共同参画推進センター・アミカス 1 階（南区高宮 3-3-1）									